

ひろば

●目次●

- ・健保組合 令和5年度決算のお知らせ
- ・健康スコアリングレポート
- ・基金 令和5年度決算のお知らせ

102

山善健康保険組合 ニュース
山善企業年金基金

2024—11



Q&A

Q 標準報酬月額に用いられる4・5・6月の給料には手当なども含まれますか。

A はい、含まれます。
標準報酬月額の対象には、労働の対価としての基本給のほか、給与規定等に基づき定期的に支払われる役付手当や残業手当などの各種手当も含まれます。食事や住宅提供などの現物による給与も含まれますが、傷病手当など労働の対価ではないもの、恩恵的な慶弔金、臨時に支給する大入袋や退職金などは標準報酬月額の対象外です。

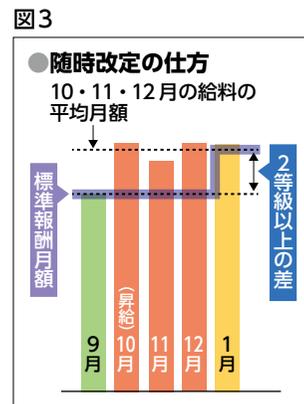
| 標準報酬月額に含むもの | 標準報酬月額に含まないもの |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 【通貨によるもの】 基本給、役付手当、残業手当、通勤手当、精勤手当、家族手当、日・宿直手当、勤務地手当、住宅手当、年4回以上支給の賞与 など 【現物によるもの】 通勤定期券、食券・食事、社宅・寮 など | 傷病手当金、出産手当金、見舞金、結婚祝い金、出張旅費、仕事上の交際費、解雇予告手当、退職金、年3回以下支給の賞与 など |

Q 定時決定の9月以外に保険料が変わったのですが、なぜでしょうか。

A 固定給が大幅に変動したときは、定時決定以外でも標準報酬月額が見直されます。

昇給や降給により、連続した3ヵ月間の給料の平均がそれまでと2等級以上変わる場合、4ヵ月目から標準報酬月額が見直されます。これを「随時改定」といいます。ただし、残業代の変動だけでは随時改定の対象とはなりません。基本給や諸手当など、毎月支給額や支給率が決まっている固定的賃金の変動した場合に限り、随時改定の対象となります。

なお、随時改定以外にも、育児休業等の終了後に時短勤務などで休業前より低い賃金で働く場合などは、申し出により標準報酬月額の改定が可能となっています。



Q 賞与からも保険料を納めるのですか？

A はい。賞与からも保険料を納めます。
年3回以下の頻度で支給される賞与を受けたときは、税引き前の賞与額から千円未満の端数を切り捨てた額（これを「標準賞与額」といいます）に、標準報酬月額と同じ保険料率を掛けて算出した保険料を納めます。標準賞与額は、賞与支給月ごとに決まります。なお、標準賞与額には上限が定められており、健康保険では年間累計573万円を超えた部分には保険料がかかりません。



健康保険の手続き

早分かり

ワンポイント

- 健康保険料は、「標準報酬月額×保険料率」で計算する
- 標準報酬月額は、4・5・6月の給料の平均額を基に、毎年9月分の保険料の計算から見直される
- 保険料率は保険者によって異なる



図1

標準報酬月額の定時決定の仕組み

例えば給料が右記の場合…

| | |
|---------|-------------|
| 4月：30万円 | 平均29.666…万円 |
| 5月：27万円 | |
| 6月：32万円 | |

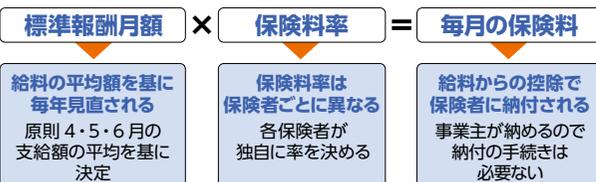
1～50等級に区分された「標準報酬月額表」に当てはめて、標準報酬月額を決定します。

| 等級 | 標準報酬月額表 | |
|-----|------------|----------|
| | 標準報酬月額 (円) | 報酬月額 (円) |
| 1 | 58,000 | 63,000 |
| 2 | 68,000 | 73,000 |
| 3 | 78,000 | 83,000 |
| ... | ... | ... |
| 20 | 260,000 | 270,000 |
| 21 | 280,000 | 290,000 |
| 22 | 300,000 | 310,000 |
| ... | ... | ... |

標準月額報酬 22等級 30万円

図2

毎月の保険料の計算方法



健康保険料の決まり方

毎月納める健康保険料は、標準報酬月額に健康保険料率を掛けて算出します。標準報酬月額は、毎年4・5・6月の給料を基に1年に1回見直され、その年の9月分の保険料から適用されます。

給料を一定の範囲ごとに区分した「標準報酬月額」

健康保険は、被保険者と事業主が負担する健康保険料で運営されています。健康保険料は被保険者の毎月の給料から天引きされ、事業主の負担分と合わせて保

険者（健康保険組合や協会けんぽなど）に納められます。健康保険料は基本的に給料に比例して増減します。しかし、毎月の給料からその都度保険料を算出すると、残業代の変動などで毎月の保険料額が変わり、事務処理が煩雑になります。そこで用いられ

るのが「標準報酬月額」です。標準報酬月額は、毎年4・5・6月の給料の平均額を、一定の範囲ごとに1等級～50等級までの50の等級に区分したもので、1等級ごとに標準報酬月額が割り当てられています。例えば4・5・6月の給料の平均額が29万円～31万円の範囲にある場合は、標準報酬月額は22等級で30万円となります。

標準報酬月額は、年に1度見直され、その年の9月から翌年8月まで使われます。年に1度の標準報酬月額の見直しのことを「定時決定」といいます。

「標準報酬月額×保険料率」で算出

標準報酬月額に保険料率を掛けたものが保険料です。保険料率は、各保険者が財政状況などにより独自に定めています。そのため、標準報酬月額が同じでも保険料の額は異なります。保険料は、原則として被保険者と事業主が折半して負担しますが、健康保険組合では、被保険者と事業主の負担割合も独自に定めることができます。

なお、介護保険料や厚生年金保険料も標準報酬月額にそれぞれの保険料率を掛けて算出します。また、保険料だけでなく、出産手当金や傷病手当金も標準報酬月額を基に計算されます。

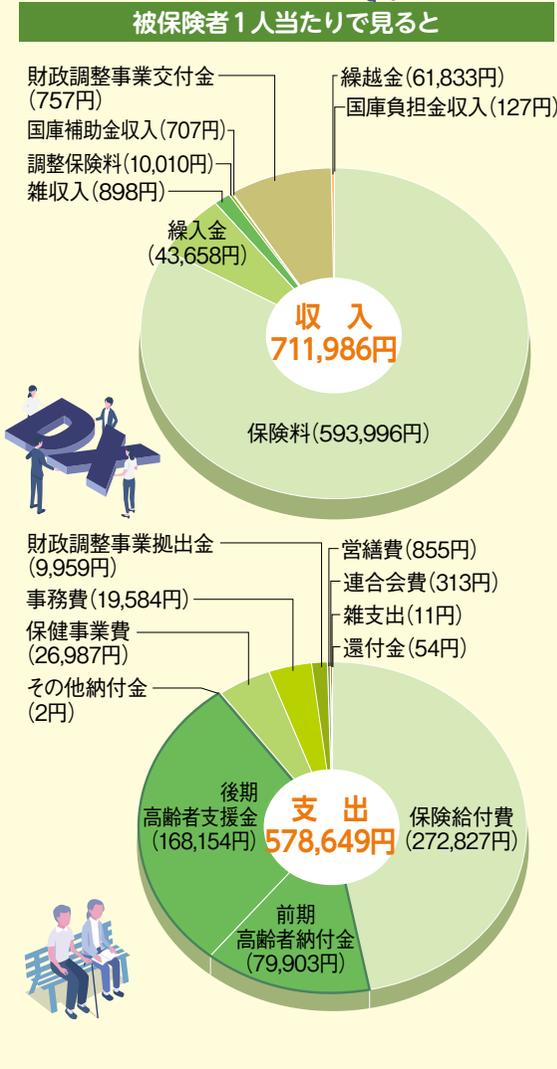
令和5年度 収入支出決算概要



| 収入 | |
|------------------|-----------|
| ※ 保険料 | 1,331,736 |
| ※ 国庫負担金収入 | 285 |
| 調整保険料 | 22,443 |
| 繰越金 | 138,629 |
| 繰入金 | 97,882 |
| 国庫補助金収入 | 1,586 |
| ※ 特定健康診査・保健指導補助金 | 185 |
| 出産育児一時金補助金 | 1,401 |
| 財政調整事業交付金 | 1,698 |
| 雑収入 | 2,013 |
| ※ 利子収入その他 | 1,749 |
| 補助金等追加収入 | 264 |
| 合計 | 1,596,272 |
| ※ 経常収入合計 | 1,333,955 |

| 支出 | |
|-----------|-----------|
| ※ 事務費 | 43,908 |
| ※ 保険給付費 | 611,678 |
| 法定給付費 | 594,300 |
| 付加付 | 17,378 |
| ※ 納付金 | 556,149 |
| 前期高齢者納付金 | 179,143 |
| 後期高齢者支援金 | 377,001 |
| その他の | 5 |
| ※ 保健事業費 | 60,504 |
| ※ 還付金 | 122 |
| 財政調整事業拠出金 | 22,327 |
| ※ 連合会費 | 701 |
| ※ 雑支 | 24 |
| その他 | 1,918 |
| 合計 | 1,297,331 |
| ※ 経常支出合計 | 1,273,086 |

| | |
|-----------|-----------|
| 決算残金 | 298,941千円 |
| ※ 経常収支差引額 | 60,869千円 |



健康保険分 (千円)

介護保険分 (千円)

| 収入 | | 支出 | |
|-----|---------|-------|----------|
| 保険料 | 157,350 | 介護納付金 | 151,307 |
| 繰越金 | 11,688 | 還付金 | 28 |
| 雑収入 | 1 | 合計 | 151,335 |
| 合計 | 169,039 | 決算残金 | 17,704千円 |

組合現況

令和6年3月末現在



- 被保険者数 2,254人 (男性 1,481人、女性 733人)
- 平均年齢 38.70歳 (男性 41.20歳、女性 33.60歳)
- 平均標準報酬月額 460,572円 (男性 526,579円、女性 321,704円)
- 総標準賞与額(年間合計) 5,020,915千円
- 健康保険料率(調整保険料率含む) 1,000分の80 (事業主 1,000分の40、被保険者 1,000分の40)
- 介護保険料率 1,000分の18 (事業主 1,000分の9、被保険者 1,000分の9)

令和5年度 決算のお知らせ

保険料収入の増加により黒字

より効果的な保健事業を推進してまいります



- 収入 15億9,627万2千円
- 支出 12億9,733万1千円
- 経常収支差引額 6,086万9千円

山善健康保険組合の令和5年度の決算が、去る7月16日に開催された第117回組合会で承認されましたのでお知らせいたします。

当健保組合の令和5年度の決算は、収入15億9,627万2千円に対し、支出12億9,733万1千円となり、経常収支差引額で6,086万9千円の黒字となりました。

決算の内訳としましては、物価や賃金の上昇を反映して標準報酬月額・標準賞与額が上がったことから、収入の柱である保険料収入が前年度決算比1億2,016万9千円増の15億9,627万2千円となりました。

支出では、高齢者医療への拠出金が、前年度決算比1,529万9千円増加しました。団塊の世代がすべて後期高齢者に移行する「2025年問題」を来年に控え、今後、後期高齢者支援金はさらなる増加が予想されます。令和5年度の決算は黒字を確保したものの、健保財政は予断を許さない状況です。少子高齢化が加速する中、社会保障費の増加を全世代で公平に支える国のさらなる施策が求められます。

令和6年12月2日には、現行の健康保険証が廃止となり、医療機関の受診はマイナンバーカードに一本化されま

す。マイナンバーカードを保険証として利用すると(マイナ保険証)、過去の診療情報や薬剤情報が同意により医師と共有でき、より質の高い医療の提供が可能となります。また、マイナ保険証の利用で現行の健康保険証よりも初診時の窓口負担が安くなったり、医療費が高額になったときに手続きなしで限度額を超える支払いが免除されるなど、加入者の皆さまにもさまざまなメリットがあります。今後受診の機会には、ぜひマイナ保険証を利用してください。ただそればかりではありません。

令和6年度は、第3期データヘルス計画が始まり、当健保組合も新しい目標の下で、皆さまの健康の保持増進につながるより効果的な保健事業を進めています。皆さまにおかれましても、当健保組合の保健事業を積極的に活用いただき、健康管理・疾病予防を心掛けていただきますとともに、引き続き適正受診により医療費の削減にもご協力いただけますよう、よろしくお願いたします。

健康スコアリングレポートが通知されました

政府の「未来投資戦略2017」を受け、厚生労働省・経済産業省・日本健康会議が連携して、2018年より、企業と健保組合が従業員等の健康づくりなどに向けた連携を深めるため、各健保組合の加入者の健康状態や事業の取組み状態について、全健保組合平均と比較したデータを見える化した健康スコアリングレポートが通知されることとなりました。

今回、第6回目の健康スコアリングレポートの通知がありましたので、組合員の皆さまへお知らせします。

(06272983) 山善健康保険組合 様

2023年度版(2022年度実績分) 健康スコアリングレポート

*本レポートは、2020~2022年度のデータに基づいて作成しています。

当組合の業態
卸売業

健保組合の保健事業が健康課題の解決策に!

本レポートでは、事業主と健保組合のコミュニケーションの一助となるよう、予防・健康づくりの取組状況や健康状況を可視化しています。経営者においては、企業の財産である従業員等の健康を守るために、健保組合と連携した従業員等の予防・健康づくりの取組のさらなる推進にご活用ください。なお、健康状況等に関する詳細情報は健保組合にお問い合わせください。

役割分担・連携

事業主

健保組合

【本レポートで使用する用語の定義】

「組合」及び「健保組合」：健康保険組合 / 「全組合」：全健康保険組合 / 「医療費」：年間医療費 / 「特定健診」：特定健康診査 / 「業態」：健康保険組合における業態 (29分類)

■判定基準値(全組合平均を100とした場合)

良好 ← 中央値と同程度 → 不良

【本レポートにおける顔マーク】

顔マークの詳細については、健康スコアリングレポート参考資料P14・P15「(参考)各指標の算出方法」をご参照ください。

■判定基準値(当組合の基準年度実績を100とした場合)

改善 ← 当組合の基準年度実績と同程度 → 悪化

当組合の特定健診・特定保健指導の実施状況

特定健診・特定保健指導

総合判定 😊

| | | |
|----------|---------------|--------|
| 特定健診の実施率 | 1ランクUPまで (*1) | あと 11人 |
|----------|---------------|--------|

特定保健指導の実施率

総合判定 😊

| | | |
|------------|---------------|--------|
| 特定保健指導の実施率 | 1ランクUPまで (*1) | あと 31人 |
|------------|---------------|--------|

特定健診の実施率

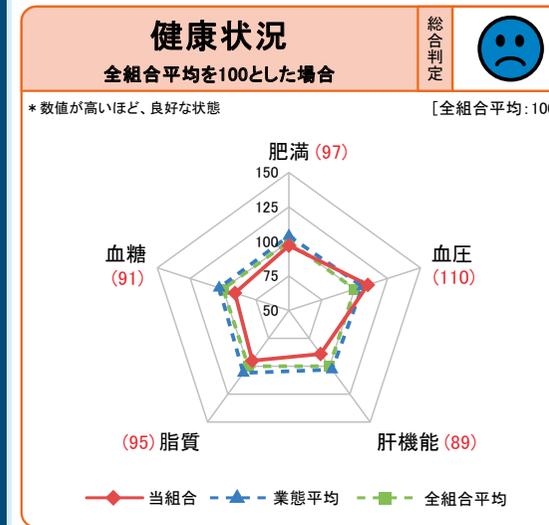
| 特定健診の実施率 | 2020 | 2021 | 2022 |
|----------|-------|-------|-------|
| 当組合 | 78.6% | 81.8% | 82.9% |
| 業態平均 | 75.5% | 78.4% | 80.1% |
| 単一組合平均 | 79.9% | 82.5% | 83.9% |

特定保健指導の実施率

| 特定保健指導の実施率 | 2020 | 2021 | 2022 |
|------------|-------|-------|-------|
| 当組合 | 36.5% | 39.3% | 49.4% |
| 業態平均 | 16.6% | 17.1% | 18.2% |
| 単一組合平均 | 34.1% | 39.7% | 43.7% |

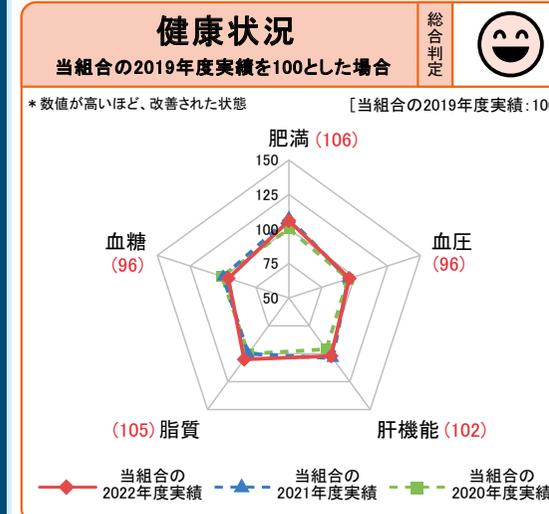
※ 目標値は、第3期(2019~2023年度)特定健康診査等実施計画期間における保険者種別目標。
 ※ 順位は、保険者種別(単一・総合)目標の達成率の高い順にランキング。
 ※ ()内の数値は、単一組合平均を100とした際の当組合の相対値。
 ※ (*1)「ランクUP」は、5段階評価のランクを1つ上げするための目安(実施人数)を記載。

当組合の健康状況(生活習慣病リスク保有者の割合)



※ 2022年度に特定健診を受診した者のみのデータを集計。

| 健康状況の経年変化 | | 2020 | 2021 | 2022 | |
|-----------|------|------|------|------|---|
| 肥満 | 当組合 | 93 | 99 | 97 | 😞 |
| | 業態平均 | 104 | 104 | 104 | |
| 血圧 | 当組合 | 112 | 109 | 110 | 😊 |
| | 業態平均 | 106 | 106 | 106 | |
| 肝機能 | 当組合 | 90 | 95 | 89 | 😞 |
| | 業態平均 | 103 | 103 | 103 | |
| 脂質 | 当組合 | 98 | 92 | 95 | 😞 |
| | 業態平均 | 107 | 106 | 106 | |
| 血糖 | 当組合 | 94 | 93 | 91 | 😞 |
| | 業態平均 | 103 | 103 | 103 | |

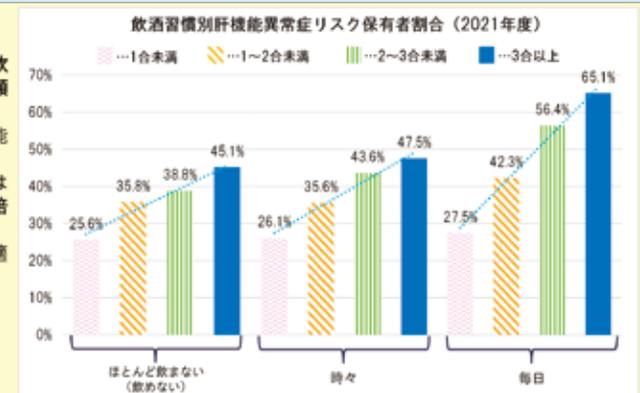


| 健康状況の経年変化 | | 2020 | 2021 | 2022 | |
|-----------|------|------|------|------|---|
| 肥満 | 当組合 | 100 | 108 | 106 | 😊 |
| | 業態平均 | 100 | 100 | 100 | |
| 血圧 | 当組合 | 95 | 95 | 96 | 😞 |
| | 業態平均 | 100 | 100 | 100 | |
| 肝機能 | 当組合 | 96 | 104 | 102 | 😊 |
| | 業態平均 | 100 | 100 | 100 | |
| 脂質 | 当組合 | 100 | 100 | 105 | 😊 |
| | 業態平均 | 100 | 100 | 100 | |
| 血糖 | 当組合 | 101 | 100 | 96 | 😞 |
| | 業態平均 | 100 | 100 | 100 | |

【コラム】適度な飲酒で健康な肝臓を!

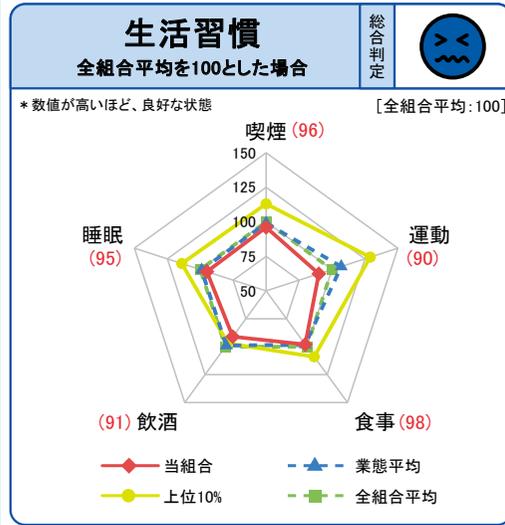
飲酒習慣別に肝機能異常症のリスク保有者割合をみると、1回の飲酒量が「1合未満」では、肝機能異常症のリスク保有者割合は飲酒頻度によらずほぼ同程度です。しかしながら、飲酒頻度が同じ場合、1回の飲酒量が多いほど肝機能異常症のリスク保有者割合は高くなり、1回の飲酒量が「1合未満」から「3合以上」に増加すると肝機能異常症のリスク保有者割合は「ほとんど飲まない」「時々」では約1.8倍に、「毎日」では約2.4倍に上昇します。健康な肝臓を保つために、休肝日を作る、飲む量を1合減らす等、適度な飲酒習慣を心掛けるよう促しましょう。

※ 飲酒状況に関する質問票の全てに回答がある者のみを対象に算出
 ※ 2022年度報告(2021年度実績)データより算出
 ※ 肝機能異常症のリスク保有者→AST 31U/L以上、ALT 31U/L以上、
 γ-GTP 51U/L以上のいずれかに該当する者(健康スコアリングレポートと同一の定義)



当組合の生活状況(適正な生活習慣を有する者の割合)

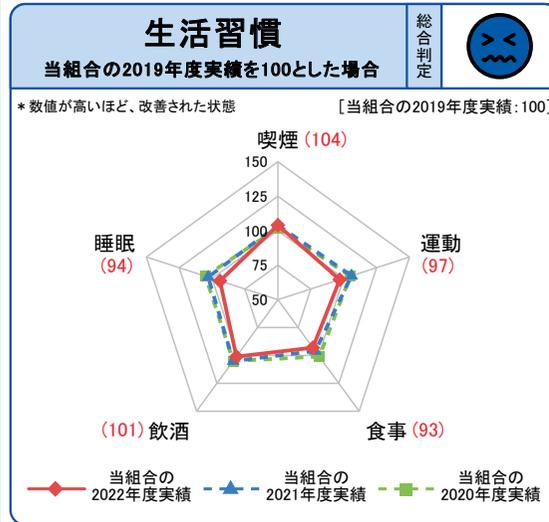
※ 生活習慣データについては、一部任意項目であるため、保険者が保有しているデータのみで構成。



| 生活習慣の経年変化 | | 2020 | 2021 | 2022 | ランクUPまで (*1) | |
|-----------|-------|------|------|------|--------------|-------|
| 喫煙 | 当組合 | 96 | 96 | 96 | 😞 | あと17人 |
| | 業態平均 | 99 | 99 | 99 | | |
| | 上位10% | 112 | 113 | 113 | | |
| 運動 | 当組合 | 104 | 102 | 90 | 😞 | あと10人 |
| | 業態平均 | 108 | 107 | 107 | | |
| | 上位10% | 138 | 134 | 129 | | |
| 食事 | 当組合 | 104 | 99 | 98 | 😞 | あと9人 |
| | 業態平均 | 99 | 99 | 98 | | |
| | 上位10% | 112 | 109 | 109 | | |
| 飲酒 | 当組合 | 95 | 95 | 91 | 😞 | あと33人 |
| | 業態平均 | 99 | 99 | 99 | | |
| | 上位10% | 100 | 99 | 97 | | |
| 睡眠 | 当組合 | 103 | 102 | 95 | 😞 | あと18人 |
| | 業態平均 | 100 | 100 | 99 | | |
| | 上位10% | 114 | 115 | 114 | | |

※ 2022年度に特定健診を受診した者のみのデータを集計。

※ 上位10%は業態ごとの「総合スコア」上位10%の平均値を表す。ただし、業態内の組合数が20以下の場合は、全組合の「総合スコア」上位10%の平均値を表示。
(*1)「ランクUP」は、5段階評価のランクを1つ上げるための目安(リスク対象者を減らす人数)を記載。

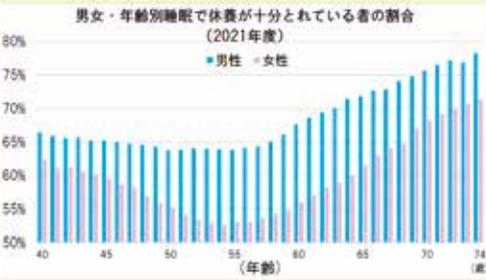


| 生活習慣の経年変化 | | 2020 | 2021 | 2022 | |
|-----------|------|------|------|------|---|
| 喫煙 | 当組合 | 102 | 104 | 104 | 😊 |
| | 業態平均 | 102 | 104 | 104 | |
| 運動 | 当組合 | 105 | 106 | 97 | 😞 |
| | 業態平均 | 105 | 106 | 97 | |
| 食事 | 当組合 | 101 | 96 | 93 | 😞 |
| | 業態平均 | 101 | 96 | 93 | |
| 飲酒 | 当組合 | 105 | 105 | 101 | 😊 |
| | 業態平均 | 105 | 105 | 101 | |
| 睡眠 | 当組合 | 105 | 103 | 94 | 😞 |
| | 業態平均 | 105 | 103 | 94 | |

【コラム】生活習慣を見直し、睡眠で休養を十分としましょう!

特定健診の睡眠に関する質問の結果を男女・年齢別にみると、40代から50代半ばにかけて睡眠で休養が十分とれている者の割合が低下しています。特に女性ではその傾向が顕著に表れており、その低下の程度が大きくなっています。少しでも良い睡眠習慣を身につけられるように、睡眠環境や生活習慣を可能な範囲で見直すように促しましょう。

※睡眠に関する質問票の回答がある被保険者のみを対象に算出
※2022年度報告(2021年度実績)データより算出
※睡眠で休養が十分とれている者の割合=特定健診の睡眠に関する質問「睡眠で休養が十分とれている」に「はい」と回答した者の数/特定健診の睡眠に関する質問に回答した者の数

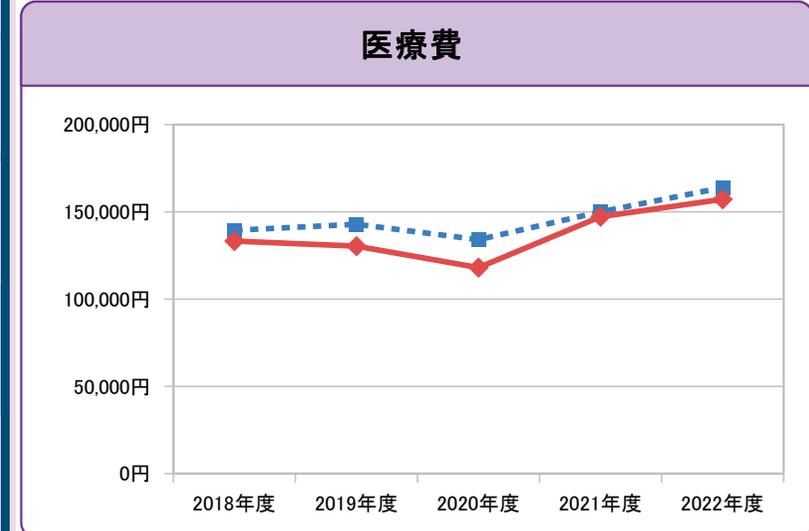


(注)【本レポートにおけるデータ対象】
・医療費：全加入者 / 特定健診(健康状況・生活習慣)：40歳～74歳。
・データが存在しない場合、非表示。計算不能の場合「-」を表示、健康状況・生活習慣・医療費は、対象となる加入者数50名未満の場合「×」を表示。

・2023年4月1日以前に合併のあった組合の2022年度分の医療費については、合併前の各組合のデータを合算して表示。

当組合の医療費状況

1人あたり医療費と性・年齢補正後標準医療費の推移



参考：医療費総額(2022年度)

当組合 635百万円

| | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 1人あたり医療費 | 133,252円 | 130,357円 | 118,055円 | 147,246円 | 157,220円 |
| 性・年齢補正後標準医療費 | 139,454円 | 142,889円 | 134,069円 | 150,037円 | 163,915円 |

【当組合の1人あたり医療費(2022年度)】

| 当組合 | 性・年齢補正後標準医療費 | 性・年齢補正後組合差指数 |
|----------|--------------|--------------|
| 157,220円 | 163,915円 | 0.96 |

参考：当組合の男女別・年代別1人あたり医療費(2022年度)

| | 男性 | 女性 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 |
|-------|----------|----------|---------|----------|----------|----------|----------|
| 当組合 | 158,850円 | 155,532円 | 97,190円 | 141,165円 | 120,247円 | 196,837円 | 409,075円 |
| 業態平均 | 171,354円 | 177,317円 | 99,607円 | 134,703円 | 157,134円 | 225,493円 | 344,270円 |
| 全組合平均 | 169,577円 | 181,951円 | 99,951円 | 134,300円 | 158,896円 | 227,499円 | 341,443円 |

※性・年齢補正後組合差指数とは、医療費の組合差を表す指標として、1人あたり医療費について、加入者の性・年齢構成の相違分を補正し、全組合平均を1として指数化したもの。指数が1より高いほど、全組合平均と比較して性・年齢補正後の医療費が高い傾向であることを示す。具体的な算出方法は、参考資料巻末「各指標の算出方法」及び「健康スコアリング活用ガイドライン」を参照。

当組合の後発医薬品の使用割合

当組合の後発医薬品の使用割合(数量シェア)の推移

| | 2019年 3月診療分 | 2020年 3月診療分 | 2021年 3月診療分 | 2022年 3月診療分 | 2023年 3月診療分 |
|------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 後発医薬品の使用割合 | 77.3% | 81.7% | 81.1% | 81.5% | 82.4% |

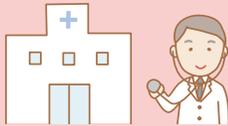
※実績年度の集計値ではなく、3月診療分の集計値。

健康スコアリングレポート【レポート本紙】
2023年度版
(2022年度実績分)
厚生労働省 日本健康会議 経済産業省

「子供は無料」
は
間違い!

子供医療費の仕組み

自治体の助成により自己負担額が軽減されることから「子供の医療費は無料」と勘違いされがちです。しかし、医療費が無料なわけではなく、**健康保険料**や**税金**で賄うことで自己負担が少なくなっているのです。



2~3割
自治体の助成
(税金)

7~8割
健康保険料



助成があっても
健康保険組合の負担は
変わりません!

「子供の医療費」は 健保組合と市区町村で負担しています

医療費は、健康保険組合が8割(小学生以上は原則7割)を負担し、残りの2割(小学生以上は3割)は受診した皆さまの自己負担分となりますが、市区町村が補助を行っており、自己負担が抑えられています。多くの市区町村が都道府県の対象年齢等を拡大して、子供の医療費助成を実施しており、高校3年相当年齢まで引き上げている自治体もあります。

お金がかからないからと安易に受診していると、医療費が増えてしまい、結果的に「健康保険料の引き上げ」や「増税」という形で家計の負担が増えることになってしまいます。

大切な保険料や税金を無駄遣いしないためにも、医療費の節減にご協力をお願いいたします。

緊急時以外は平日・昼間や
土曜午前中に受診しましょう。

かかりつけ医を持ち、
はしご受診をやめましょう。

ジェネリック医薬品を
選びましょう。

子供の急病時、まずは落ち着いて!

夜間・休日は「こども医療でんわ相談 #8000」のご利用を!



子供の急な発熱やけがは、不安な気持ちが先立ち、夜間や休日でも、医療機関へ連れて行きがち。まずは落ち着いて、小児救急電話「#8000」などの相談サービスを利用しましょう。子供の症状を伝えれば、緊急度によって対処法をアドバイスしてくれます。

